

# 社債発行費と新株発行費の会計処理

石川 雅之

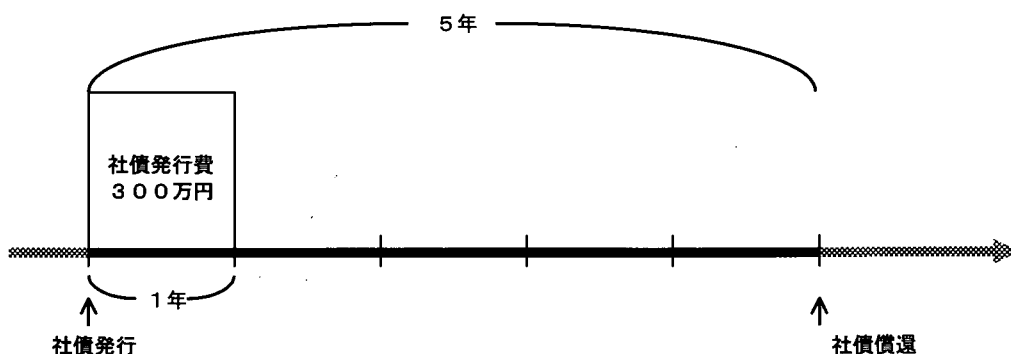
## 1. 社債発行費と新株発行費

企業はその活動に必要な資金を調達するために、社債や株式を発行することがあります。社債や株式を発行するには費用がかかります。たとえば、社債や株式を募集するために広告すればそのための費用がかかります。金融機関や証券会社に支払う取扱手数料も社債や株式を発行するための費用として必要です。社債申込証・株式申込証・目論見書・社債券・株券等を印刷するのにも費用がかかります。あるいは、新株式発行に伴う変更登記の登録免許税、社債登記の登録免許税、証券取引法の対象会社であれば証券取引法による届出に係る費用が必要です。

これらの費用は会計上どのように処理するのがよいのでしょうか。単純に考えれば、社債や株式の発行に要した費用は社債や株式を発行した期の費用としてしまえばそれでよさそうです。ですが、社債発行費と新株発行費の会計処理の考え方には違う方法を好ましいとするものがあります。以下この点について考えてみたいと思います。

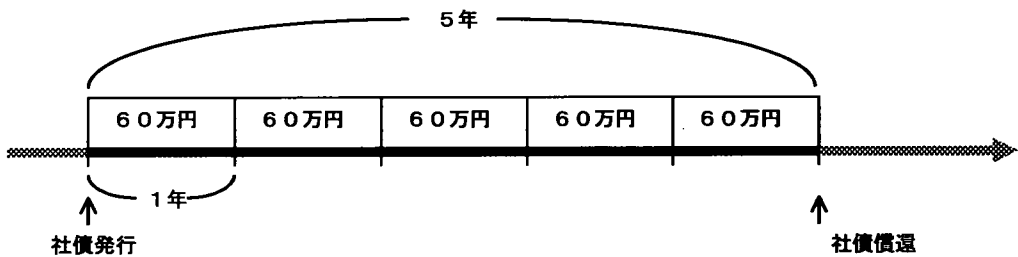
## 2. 社債の発行費用はいつの費用か

単純に考えれば、社債や株式の発行に要した費用は社債や株式を発行した期の費用としてしまえばそれでよさそうです。が、ここで次のことを考えてみましょう。総額 1 億円、償還期間 5 年の社債を発行したとします。この社債の発行のための費用として 300 万円かかったとしましょう。



この300万円は5年間資金を借り入れるための費用といえます。そうであるならば、この300万円は、社債を発行した年度だけの費用とするよりは、期間損益計算上5年間にわたる費用とするほうが合理的であるといえます。なぜなら、この300万円の費用の支出の効果は資金を借りている5年間に及ぶと考えられるからです。

この費用を5年間にわたる費用とするならば、1年あたり60万円ということになりますから、5年間にわたって、各年度に60万円づつ負担させればよいということになります。



### 3. 費用を配分するための手続き

しかし、社債の発行費用300万円を5年間にわたって配分するとしても、支出したのは最初の年度のはずです。それを毎年度60万円づつ負担させるにはどうしたらよいでしょう。たとえば、社債の発行費用300万円を小切手で支払ったとします。その場合、次の仕訳が必要になります。

(借) 社債発行費 3,000,000 (貸) 当座預金 3,000,000

しかし、このままでは社債を発行した年度の費用が300万円ということにはなりますが、各年度に60万円づつ負担させることはできません。かといって

(借) 社債発行費 600,000 (貸) 当座預金 600,000

という仕訳を毎年すれば事実上反することになります。

ではどうしたらよいかというと、社債の発行に要した300万円を費用でない借方項目、つまり資産として計上し、毎年度60万円づつを費用に振り替えればよいのです。その際、資産項目として「社債発行費」という勘定を用います。ですから、社債発行費という名でありながら費用としてではなく、資産として扱われます。そして、このうちの一部を費用に振り替えるときには、「社債発行費償却」という勘定を用います。

したがって、社債の発行費用300万円を支出した時には、

(借) 社債発行費 3,000,000 (貸) 当座預金 3,000,000

というように記録し、毎年度決算時に

(借) 社債発行費償却                    600,000 (貸) 社債発行費                    600,000

という仕訳をすればよいということになります。このような経理の仕方を繰延経理<sup>くりのべかり</sup>といい、費用を繰り延べるために用いられる資産項目を繰延資産<sup>くりのべしさん</sup>といいます。

繰延資産を定義しておけば、繰延資産とは、①すでに代価の支払が完了し、または支払義務が確定し、②これに対する役務の提供を受けたにもかかわらず、③その効果が将来にわたって発現すると期待される費用を④その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するために経過的に貸借対照表に資産として計上されるもの、ということになります。

#### 4. 繰延経理にともなう制約

このようにある支出を期間配分するためにはいったん資産に計上する必要があります。しかし、このような項目は財貨や権利ではなく、単に支出を期間損益計算上繰り延べるためのものでしかありません。そのため、このような項目を資産として計上してよいのかどうか問題となります。同じように費用の繰延項目であっても、前払費用の場合には役務の提供を受ける権利が表わされているといえます。たとえば前払家賃であれば当該物件を借りる権利が表わされています。それに対して、社債の発行費用はすでに使ってしまった費用にすぎません。したがって、企業財産価値はまったくないわけです。そのため、合理的な期間損益計算を重視する立場からは資産として繰延経理するほうが望ましいということになりますが、債権者保護も考慮しなくてはならない商法はこのようなものを資産として認めたくはないのです。

そのため、商法では繰延資産として計上してもよい項目を限定しています。繰延資産として計上してもよいということは繰延経理せず、支出した年度の費用として全額処理してもよい、ということです。むしろ、商法の考え方からすれば、支出した年度の費用として全額処理するほうが好ましいとさえいえます。

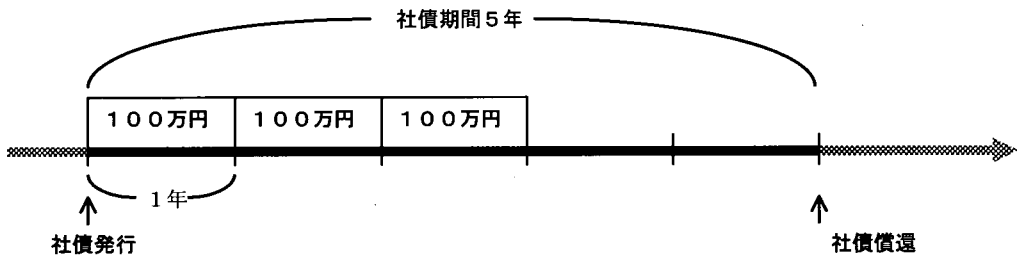
商法上繰延資産として認められているのは、創立費（286条）、開業費（286条ノ2）、試験研究費（286条ノ3）、開発費（286条ノ3）、新株発行費（286条ノ4）、社債発行費（286条ノ5）、社債発行差金（287条）、建設利息（291条）だけです。したがって、これ以外の項目で繰延資産の定義に適うもの、言い換えれば合理的な期間損益計算の観点からは繰り延べるほうが適切な項目であっても、繰延経理は認められないということになります。

しかも、商法は繰延経理できる期間についても限定しています。さきほどの社債発行費についていえば、償還期間5年の社債を発行したのであれば、その費用を5年間にわたって配分するのが合理的と考えられますが、商法は上のような理由から早期に費用化するほうが望ましいと考え、社債の発行に要した費用を繰延経理する際には、社債発行後3年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならないとして最長でも3年という限定をしています。

最長でも3年というのは、特に3年でなければならないという理由があってそのように

決まっているわけではありません。単に「比較的早期」というだけで3年と決まっているだけで、この規定を作るさいに5年を「比較的早期」と考えていれば、5年以内に償却という規定になっていたかもしれないわけです。3年ということにはその程度の意味しかありません。ただ、償却期間を決めずに、「早期に償却しなければならない」というような規定にしておいたのでは、実質的に守られない規定、つまり「ザル法」になってしまうおそれがあるため、どうしても償却期間を決めざるをえなかったということです。

では、上の例で3年間で償却するとした場合、社債の発行に要した費用はどのように配分したらよいのでしょうか。最も標準的な方法は社債の発行に要した300万円を3年間にわたって100万円ずつ配分するという方法です。この方法によれば、社債による資金の借入期間5年と費用を負担させる期間が異なってしまいますが、それはやむをえません。



##### 5. 毎決算期において均等額以上の償却を要すということ

繰延経理に対する商法の制約はこれだけではありません。先に記したように商法では、社債の発行に要した費用を繰延経理する際には、社債発行後3年以内に、「毎決算期において均等額以上」の償却をしなければならないと定めています。「毎決算期において均等額以上」というのは、決算期がきたら少なくとも3分の1は償却しなければならないということです。この点について次の例で確認しておきましょう。

##### 例

A社はX1年10月1日に額面総額¥10,000,000の社債を発行し払込金は当座預金とした。なお、社債の発行に要した費用¥600,000は小切手を振り出して支払った。会計期間は1月1日から12月31日である。

(借) 当座預金	10,000,000	(貸) 社債	10,000,000
(借) 社債発行費	600,000	(貸) 当座預金	600,000

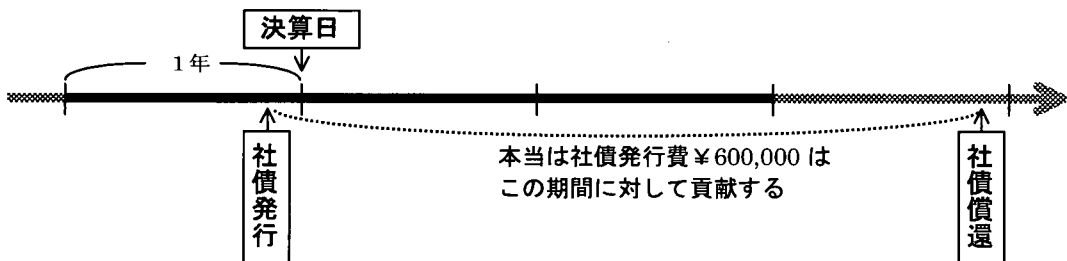
この例では、社債を発行してから3ヶ月後に決算を迎えることになります。商法では、社債発行費は社債発行後3年以内に毎決算期に均等額以上を毎決算期に均等額以上を償却す

ることを求めています。では繰延経理した場合、最初の決算でどれだけ償却すればよいのでしょうか。

繰延経理するかどうかは任意ですから、¥600,000 全額を X1 年度の費用としてもよいわけですが。ただし、繰延経理する場合には3年以内に均等額以上を償却しなければなりません。もし、3年間にわたって均等に配分するのであれば、年額¥200,000 ということになります。

ところが、社債を発行したのが10月1日で、決算日が12月31日なので、社債を発行してから3ヶ月後に決算日を迎えるということになります。社債の発行に要した¥600,000 が貢献している期間は3年間であり、商法の償却期間も3年以内ですから、最初の決算で社債発行費を¥200,000 の1/4、つまり¥50,000 償却すれば最も合理的なように思われます。

しかし、最初の決算で¥50,000 償却すればよいかということ、それは認められません。繰延資産の償却にあたっては月割計算は認められないのです。社債発行後3年以内に毎決算期に均等額以上の償却を要すということは、決算期ごとに1会計期間の(=1年分の)償却をしなければならないということなのです。したがって、¥200,000 償却しなければならないのです。極端なはなし、12月30日に社債を発行したら翌日が決算日ということになりますが、それでも1会計期間分の償却をしなければならないということになるのです。



では、社債発行費については3年以内に均等額以上を償却すればよいということであるなら、¥300,000 ずつ2年で償却してもよいのでしょうか。あるいは1年目に¥400,000、2年目に¥200,000 を償却して2年で償却してもよいのでしょうか。

法律上、求められているのは社債発行後3年以内に毎決算期に均等額以上の償却を要すということだけですから、このような処理は法の解釈上、「適法」であるといわざるをえません。商法の趣旨はできるだけ早期に償却することであり、最初の決算で全額費用処理するほうがよいと考えているわけですから、費用の支出の効果が及ぶ期間にわたって費用を配分しなくともよいのです。

ですが、会計上は「不適正」ということになるでしょう。それは、繰延経理の趣旨が合理的な期間損益計算にある以上、できるだけ合理的な費用配分をすべきだからです。つま

り、合理的な期間損益計算を重視する立場からみれば、費用の支出の効果が及ぶ期間にわたって費用を配分するのがベストということになりますから、この場合最も合理的な処理は、社債期間にわたって均等額を償却することといえます。ですから、それに最も近い「毎決算期に¥200,000の償却」がネクストベストと考えられると思われま

## 6. 新株の発行費用

新株の発行に要する費用も社債発行費と同様に、その支出の効果が将来にわたって発現する項目です。先に定義したように、繰延資産とは、すでに代価の支払が完了し、または支払義務が確定し、これに対する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現すると期待される費用をその効果が及ぶ数期間に合理的に配分するために経過的に貸借対照表に資産として計上されるものです。「新株発行費」もこの定義に適用のものであり、かつ商法上繰延経理が認められる項目です。

新株発行費は証券を発行して資金を調達するという点で、社債発行費と似ています。費用の中身を考えてみても、株式を募集するための広告費、金融機関や証券会社に支払う取扱手数料、株式申込証・目論見書・株券等の印刷費、新株式発行に伴う変更登記の登録免許税、証券取引法の対象会社であれば証券取引法による届出に係る費用など、多くが社債の発行に要する費用と共通しています。

ところが、支出の効果が及ぶ期間については新株発行費と社債発行費とは異なります。社債発行費の支出の効果が及ぶ期間は、社債の発行から償還までの間です。ですから、期間損益計算上、最も合理的な配分期間は社債の期間ということになります。ところが、新株については支出の効果が及ぶ期間が明確ではありません。あえて支出の効果が及ぶ期間をあげようとすれば、新株発行後会社が存続する期間ということになってしまいます。会社は「会社がなくなる」ということが明らかでないかぎり、いつまでも続くと考えられます。とすれば、新株発行に要する支出の効果が及ぶ期間は永久ということになってしまい、その期間にわたって費用を配分するとなると、期間が限定できないのですから、永久資産ということになってしまいます。

ただし、商法は繰延資産について早期に償却することを求めており、その償却年限を定めています。新株発行費については、新株発行後3年以内に毎決算期に均等額以上の償却をしなければならないことになっています。この3年というのは、社債発行費と同様、特に3年でなければならないという理由があるのではなく、単に「比較的早期」を3年と考えたためでしかありません。ただ、社債発行費の償却年限と同じ期間が妥当だろうと考えられています。